

鳥取市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月24日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第3号

鳥取市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年鳥取市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。